

## 架空送電工事および地中送電工事の設計・発注業務における 調査結果について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査目的

当社発注の架空送電工事および地中送電工事における、公正取引委員会から指摘のあった予算情報開示行為や、当社社員が独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長するような行為を行っていたのかなどについて、聴き取り調査により事実関係を確認し、原因を分析の上、再発防止を図ることを目的として、調査を行ったものである。

#### (2) 調査体制

当社コンプライアンス委員会のもとに、社外の弁護士を主査とする「調査チーム」を設置した。聴き取り調査は法務部門および経営監査部門の管理職が担当した。

#### (3) 調査期間

平成25年11月26日から平成26年2月4日

#### (4) 調査対象者

平成21年度以降、被調査部門（電力流通部門（送電）および購買部門）に所属し、架空送電工事および地中送電工事の設計・発注業務に従事した社員795名を対象とした。

#### (5) 具体的な調査方法

個別面談方式

### 2. 聴き取り項目

架空・地中送電工事設計・発注業務のなかで、平成21年4月以降の競争発注件名に関し

- ・取引先に予算情報を開示したことがあるか
- ・取引先に予算・発注関連資料を開示・提供したことがあるか
- ・その他、発注先の選定に関し、取引先の受注調整を助長する行為をしたことがあるか
- ・予算情報開示等のきっかけ、理由は何か
- ・当社OBへの対応の状況等はどのようなものか

等について質問し、口頭で回答を得た。

### 3. 調査結果

#### (1) 予算情報の開示等に関する状況

○架空送電工事および地中送電工事において、現場説明会等の場で取引先に対応する中で、取引先からの求めに応じて、何らかの方法で、予算情報を開示した事案、および関係資料を開示・提供した事案を確認した。これらの事案は、特定の職場に限らず認められた。

・ 予算情報を開示したことがあると回答した者：232名（約29%）

・ 関係資料を開示・提供したことがあると回答した者：40名（約5%）

合計人数（実数）240名／795名

○取引先に開示・提供した関係資料としては、年度工事件名一覧表や予算明細書等があった。

○予算情報の開示等の方法としては、予算額の水準を丸めた金額で回答した例や、取引先から一定の金額を示され、その水準の上下を回答した例が多くあった。なお、予算情報の開示等を行なったほぼ全数が、取引先からの要請を受けて開示等を行っていた。

○予算情報の開示等の相手方には、取引先の当社OB社員も認められた。なお、当社OB社員に対する業務上の対応については、他の取引先と比べて特段の差をつけていることは認められなかった

○予算情報の開示等の理由については、取引先からの求めに応じて、伝えてもよいと思っていた、断りきれなかった、施工品質と安全対策を確保してもらいたいと考えた等の理由を挙げる者が多く認められた。

#### (2) 指名競争見積参加者の選定過程での取引先への相談事案等について

○特定の年度における地中送電工事の取引先選定表（当該年度に発注予定の工事件名ごとに見積を依頼する取引先を複数選定した集約表）の作成にあたり、同表の作成に不慣れであった購買担当者が、取引先の施工能力を反映した内容にするため、特定の取引先（1社）に同表の原案を作成してもらおうとともに、原案をもとに当該担当者が作成した案を特定の取引先（複数社）に開示して相談していたことが認められた。

○その他、購買部門の担当者の中に、取引先選定表の案や最終版を特定の取引先に開示・提供した者が2名確認された。

### (3) 調査結果のまとめ

当社発注の架空送電工事および地中送電工事において、現場説明会等の場で取引先に対応する中で、取引先からの求めに応じて、予算情報の開示等を行う事案が、特定の職場に限らず認められた。開示等の理由としては、多くの者が、取引先からの求めを断りきれなかったことや、工事の品質・安全面の懸念があったこと等を挙げた。

また、購買部門において、取引先選定表の作成にあたり、担当者が、特定の取引先に相談していた事案が認められたほか、取引先選定表を特定の取引先に開示・提供するという行為が認められた。

これらの行為はいずれもコンプライアンス上不適切なものである。

## 4. 背景要因と今後の取り組み

### (1) 背景要因

- ① 予算情報の開示等が、取引先の独占禁止法違反行為を誘発・助長するおそれがあるという意識・知識が社員に不足していた。
- ② 現場説明会や取引先からの個別の問合せ等、予算を扱う設計担当者が取引先に直接対応する機会があった。
- ③ 取引先からの予算情報の開示等の求めがあった場合などにおいて、適切な職場指導が出来ず、担当者のみでの判断で行動するなど、会社としての対応がとれていないことがあった。

### (2) 今後の取り組み

今後速やかに、コンプライアンスの再徹底や、工事発注のしくみに関する具体的な見直し等の再発防止策に取り組んでいく必要がある。

以 上